

○法務省告示第百十九号

商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和三年法務省告示第百八十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

法務大臣 鈴木 馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(電子情報処理組織による登記の申請と同時にする申出の特則)</p> <p>第十三条 「略」</p> <p>2 前項の規定により第二条の申出をするには、申出会社の代表者又は代理人(以下この条において「申出人等」という。)は、法務大臣の定めるところに従い、第三条の規定により申出書の内容とすべき事項に係る情報に商業登記規則第三十六条第三項に規定する措置を講じたもの(以下この条において「申出書情報」という。)を送信しなければならぬ。</p> <p>〔3～9 略〕</p>
改正前	<p>(電子情報処理組織による登記の申請と同時にする申出の特則)</p> <p>第十三条 「同上」</p> <p>2 前項の規定により第二条の申出をするには、申出会社の代表者又は代理人(以下この条において「申出人等」という。)は、法務大臣の定めるところに従い、第三条の規定により申出書の内容とすべき事項に係る情報に商業登記規則第三十三条の四に定める措置を講じたもの(以下この条において「申出書情報」という。)を送信しなければならぬ。</p> <p>〔3～9 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。